

生駒市水道事業管理規程第6号

生駒市水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

令和4年11月1日

生駒市水道事業管理者職務代理者

生駒市上下水道部長 岸田 靖司

生駒市水道事業会計規程の一部を改正する規程

生駒市水道事業会計規程（平成27年4月生駒市水道事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第24条第2号中「奈良手形交換所」を「電子交換所」に改める。

第27条第3項第12号中「還付預り金」の次に「、預り保証金」を加える。

第70条第1号キ中「カまで」の次に「及びケ」を加え、同条第2号キを同号クとし、同号カ中「イからオまで」を「イからカまで及びク」に改め、同号カを同号キとし、同号オの次に次のように加える。

カ ソフトウェア

附 則

この規程は、令和4年11月1日から施行する。ただし、第24条第2号の改正規定は、同月4日から施行する。